

質問書に対する回答

(1) 医学研究科に於いては、中央事務の非常勤職員について、6年目以降の再雇用は行わない方針であるというの事実でしょうか。

(2) 事実であるとするれば、そのような方針をとっている理由は何でしょうか。

(1) (2) について、事実ではない。

(就業規則の例外的な取扱いとなる「部局が特に必要と判断した場合」については、個々の従事業務内容等により判断する。)

(3) 恒常的業務であって「公募」が行われるにも関わらず、あらかじめ「再雇用はしません」などと通告し、当事者が「公募」に応募することを妨げるような運用がされているというの事実でしょうか。

(4) 事実であるとするれば、なぜそのような運用がなされているのでしょうか。これは「非常勤職員の雇用制度について」という通達において、「当該業務に従事する非常勤職員もこの公募に応募することが出来る」とした規定に反するのではないのでしょうか。

(3) (4) について、「就業規則」の規定、「人事担当理事の通知」に即して公募手続き等を行っている。

(5) 中央事務の非常勤職員と、教室系の非常勤職員との間で、5年条項の適用方針に違いはあるでしょうか。

違いはない。

(6) 本年3月31日以降、医学研究科において(i)5年満期で雇い止めされた人数、および(ii)6年目以降も再雇用された人数、を明らかにして下さい。

明らかにする必要はないと考える。